

お客様各位

2014年 2月 吉日  
株式会社 三井田商事

## 消費税率の変更に関する弊社の対応について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて表題の件でございますが、2013年10月1日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づき、消費税率の改正が閣議決定されました。これに伴い、2014年4月1日より消費税率は現行の5%から8%に引き上げられることとなります。

つきましては、消費税率の変更に伴う弊社の消費税率の取り扱いにつきまして、下記の通りとさせていただきます。お客様におかれましてもご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

< 記 >

1. OA機器、システム商品、消耗品等の物品の販売について (「**資産の譲渡**」に該当するお取引)  
2014年4月1日以降に納品させていただきますお取引から、消費税率を8%でご請求させていただきます。
2. コピー機、パソコン等のレンタル契約等について (「**資産の貸付け**」に該当するお取引)  
契約に基づき、2014年4月1日以降にご請求させていただきますお取引から、消費税率を8%でご請求させていただきます。
3. 導入設置料、機器の保守サービス、ソフト開発等について (「**役務の提供**」に該当するお取引)  
2014年4月1日以降に役務提供が完了するお取引から、消費税率を8%でご請求させていただきます。
  - ① 導入時等の設置料は、2014年4月1日以降に作業が完了するお取引から、消費税率8%となります。
  - ② 保守サービスは、契約に基づき2014年4月1日以降のご請求分から、消費税率8%となります。  
※ 但し、2014年4月以降の期間を含む保守(年間契約)等で、2014年3月31日迄に期間一括でご請求させていただいているお取引につきましては、現行の消費税率5%でのお取引となります。
  - ③ コピー機のカウンタ保守料金につきましては、2014年4月1日の締め日(カウンタ検針日)以降のご請求分から、消費税率8%となります。

※ コピー機のカウンタ保守料金(パフォーマンスチャージ)につきましては、ご請求の締め(カウンタ検針)日が役務提供の完了する日となります。

(ご参考: 国税庁の見解を踏まえた業界としての対応)

・JBMIA ホームページ <http://www.jbmia.or.jp/whatsnew/detail.php?id=314>

### [ご請求(例)] 10日締め(カウンタ検針)の場合

2014年3月11日～4月10日のパフォーマンスチャージの消費税率は、役務提供の完了日が4月10日となりますので、対象期間に対して新税率が適用され、8%の消費税率にてご請求となります。

※ また、上記のうち、改正消費税法の各種経過措置(「資産の貸付け」、「電気料金等」、「工事請負等」)などが適用されるものについては、消費税率は5%となります。

以上